○奈良県警察情報管理システム運用管理規程

（平成15年４月21日本部訓令第８号）

［沿革］　平成23年２月訓令第４号改正

目次

第１章　総則

（目的）

第１条　この訓令は、奈良県警察情報管理システム（以下「県警察情報管理システム」という。）のシステム設計並びに運用及び維持管理に関する基本的事項を定め、もって警察業務の効率化及び高度化を図るとともに、対象業務の適正かつ円滑な実施を確保することを目的とする。

（準拠）

第２条　県警察情報管理システムの運用管理については、警察情報管理システム運用管理要綱の改正について（平成22年３月30日付け警察庁乙情発第３号、乙官発第５号、乙生発第３号、乙刑発第３号、乙交発第３号、乙備発第３号）その他別に定めのあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第３条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　県警察情報管理システム　警察業務の効率化又は高度化を図るため奈良県警察が設置するシステムであって、サーバ等、端末装置、これらを接続する電気通信回線及びこれらに附帯する機器並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたものをいう。

（２）　サーバ等　情報を体系的に記録し、検索し、又は編集する機能を有するサーバ及びメインフレームをいう。

（３）　端末装置　サーバ等にデータを入力し、又は出力するために操作する装置をいう。

（４）　システム設計　対象業務を追加し、又は対象業務を変更しようとする場合において、当該対象業務の内容を分析し、及び検討して情報の処理の手順を定め、当該情報処理を実現するために必要な機器及びプログラムの構成を設計することをいう。

（５）　システム設計　対象業務を新設し、又は対象業務を変更しようとする場合において、当該対象業務の内容を分析し、及び検討して情報の処理の手順を定め、当該情報処理を実現するために必要な機器及びプログラムの構成を設計することをいう。

（６）　アクセス　県警察情報管理システムにデータを入力し、又は県警察情報管理システムからデータを出力することをいう。

（７）　アクセス権者　アクセスを行う権限を与えられた者をいう。

（８）　アクセス範囲　アクセス権者ごとにその者が行うことができるアクセスの範囲をいう。

（９）　照会　県警察情報管理システムを構成するサーバ等に特定の事項が記録されているか否かに関する情報又は当該サーバ等に記録された事項の内容に関する情報を得るため県警察情報管理システムを利用することをいう。

(10)　照会者　照会を行う者をいう。

(11)　入力資料　県警察情報管理システムを構成するサーバ等により処理することを目的として作成した文書、図画及び電磁的記録をいう。

(12)　出力資料　県警察情報管理システムを構成するサーバ等により処理された情報を記録した文書、図画及び電磁的記録をいう。

(13)　システムドキュメント　県警察情報管理システムに関する次に掲げる文書、図画及び電磁的記録（作成中のものを含む。）をいう。

ア　システム仕様書

イ　システム設計書（情報の処理の手順並びに機器及びプログラムの構成の概要の記録をいう。）

ウ　プログラム仕様書（情報処理の手順の概要の記録をいう。）

エ　プログラムリスト

オ　操作指示書（システムの維持管理に伴う機器の設定方法等を説明した記録をいう。）

(14)　取扱説明書　県警察情報管理システムを利用する者が対象業務を行う上で参照する機器の操作の方法を説明した記録をいう。

（基本方針）

第４条　県警察情報管理システムのシステム設計並びに運用及び維持管理に当たっては、

次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

（１）　事務能率の増進に寄与するため、警察各部門の業務について県警察情報管理システムの活用を図ること。

（２）　関係部門相互の協力体制を確保し、県警察情報管理システムの適正かつ円滑な運用に努めること。

（３）　県警察情報管理システムの利用実態を把握するとともに、有効性の向上と安全性の確保に努めること。

第２章　管理体制

（システム総括責任者）

第５条　警察本部にシステム総括責任者を置き、警務部長をもって充てる。

２　システム総括責任者は、県警察情報管理システムについて、そのシステム設計並びに運用及び維持管理に関する事務を総括する。

（システム管理者等）

第６条　警察本部にシステム管理者を置き、警務部情報管理課長をもって充てる。

２　システム管理者は、システム総括責任者の指揮を受け、県警察情報管理システムについて、そのシステム設計並びに運用及び維持管理に関する事務を行うものとする。

（システム管理者の事務の委任）

第７条　システム管理者は、システム総括責任者の承認を得て、県警察情報管理システムのうち指紋情報管理システムに係るシステム設計並びに運用及び維持管理に関する事務を刑事部鑑識課長に委任することができる。

（運用主管課長）

第８条　対象業務を主管する警察本部の所属長（以下「運用主管課長」という。）は、次に掲げる事務を行うものとする。

（１）　所管する対象業務の新設又は変更に係る機能要件の検討に関すること。

（２）　所管する対象業務の実施方法の策定及び指導に関すること。

（３）　その他所管する対象業務の実施に関する事務の総括に関すること。

第３章　システム設計

（システム設計の検討事項）

第９条　県警察情報管理システムのシステム設計を行おうとする場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項について検討を行わなければならない。

（１）　対象業務を新設し、又は変更する必要性に関する事項

（２）　対象業務の実施による警察事務全般への影響に関する事項

（３）　システム設計及び対象業務の実施に必要な人員、組織及び経費に関する事項

（４）　対象業務の実施に当たり必要な安全性の確保に関する事項
（５）　その他対象業務の実施に関する事項
（システム設計の基本原則）
第10条　システム設計を行うに当たっては、特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。
（１）　情報処理の正確性及び適時性の確保に関する事項
（２）　障害時の復旧対策、アクセス統制等の安全性の確保に関する事項
（３）　関連業務との整合性に関する事項

第４章　運用

（対象業務の管理）
第11条　運用主管課長は、所管する対象業務を適正かつ円滑に行うために必要な措置をとらなければならない。
（アクセスの管理）
第12条　システム総括責任者は、対象業務の目的に応じて必要と認める範囲でアクセス権限を付与するものとする。
２　システム総括責任者は、アクセス権者が県警察情報管理システムの情報セキュリティを損なわせる行為を行っていること又は対象業務の目的以外の目的で不正に県警察情報管理システムを利用していることを認めた場合は、当該アクセス権者に対し、県警察情報管理システムの利用を制限することができる。
（不正アクセスの禁止）
第13条　アクセス権者以外の者は、アクセスをしてはならない。
２　アクセス権者は、対象業務の目的以外の目的で不正にアクセスをしてはならない。
（不正照会等の禁止）
第14条　照会者は、対象業務の目的以外の目的で不正に照会をしてはならない。
２　照会者は、照会により得た情報を対象業務の目的以外の目的で不正に利用し、又は提供してはならない。
第15条　アクセス権者以外の者は、アクセスをしてはならない。
２　アクセス権者は、アクセス範囲を越えてアクセスをしてはならない。
（取扱説明書の取扱い）
第16条　取扱説明書は、これを対象業務に関係のない者に不正に交付し、又は遺棄し、若しくはき損してはならない。
２　取扱説明書は、これを亡失しないよう適切に管理しなければならない。

第５章　維持管理

（適切な維持管理のための措置）

第17条　システム総括責任者は、県警察情報管理システムが適切に維持管理されるよう必要な措置をとらなければならない。

（設備の維持管理）

第18条　システム総括責任者は、県警察情報管理システムを構成するサーバ等及びこれに附帯する電源設備等（以下「設備」という。）について、次の各号に掲げるところにより適切な維持管理をしなければならない。

（１）　設備の保守・点検の方法を定めること。

（２）　設備の重要度に応じて、予備機器の整備等に努めること。

（３）　保安装置の整備等安全性の確保に努めること。

（電気通信回線の管理）

第19条　システム総括責任者は、電気通信回線からの不正侵入及びデータの不正入手の防止に努めなければならない。

（システムドキュメント及びプログラムの取扱い）

第20条　システムドキュメント及びプログラムは、これを対象業務に関係のない者に不正に交付し、又はこれを遺棄し、若しくはき損してはならない。

２　システムドキュメント及びプログラムは、これを亡失しないよう厳重に管理しなければならない。

第６章　事故発生時の措置

第21条　システム総括責任者は、県警察情報管理システムに関する事故が発生した場合においてとるべき措置を定め、これを関係警察職員に周知しておくとともに、事故が発生した場合は、速やかにその状況及び原因を調査し、適切な措置をとらなければならない。

第７章　雑則

（外部への委託）

第22条　県警察情報管理システムに関する業務の警察職員以外の者への委託に当たっては、その安全性を確保するために必要な措置をとらなければならない。

（教養）

第23条　システム総括責任者は、関係警察職員に対して、県警察情報管理システムによる処理に係る情報の適正な取扱いについての教養を行うものとする。

（情報管理業務監査）

第24条　警察本部長は、県警察情報管理システムによる処理に係る情報の取扱いの状況を把握するため、警務部長に情報管理業務監査を行わせるものとする。

２　前項に規定する情報管理業務監査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（運用等の細部）

第25条　この訓令の施行に関し必要な運用要領等は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、平成15年５月１日から施行する。

（旧規程の廃止）

２　奈良県警察情報管理システム等運営規程（平成元年10月奈良県警察本部訓令第12号）は、廃止する。

附　則

この訓令は、平成２３年２月１７日から施行する。